

が行き渡るよう、管下の小学校等（小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、幼保連携型認定こども園（※3）等）及び小学校等の設置者に対して再度周知していただくとともに、各都道府県におかれては、指定都市及び中核市を除く管内市町村（特別区を含む。）の関係部局に対し改めて幅広く周知していただくようお願いいたします。

なお、小学校等から子どもの保護者の皆様へ周知していただく際には、下記周知の文例をお使いいただくほか、HPやLINEチャットボット、添付のリーフレット等も併せて御案内いただくなど、効果的な周知に御協力いただくようお願いいたします。

（※1）「臨時休業等」の範囲

小学校休業等対応助成金の支給対象となるための要件である「臨時休業等」には、学年・学級単位での休業のほか、特定の子どもについて学校長が新型コロナウイルス感染症に関連して出席しなくてもよいと認めることが含まれます。

（※2）対象期間の延長の内容

（改正前）令和4年11月30日までに取得した休暇が対象

（改正後）令和5年3月31日までに取得した休暇が対象

（※3）保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園については、別途厚生労働省から各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）に対して周知が依頼されています。

（参考）

<周知の文例>

リーフレットの配布が難しい場合に、保護者向けのおたより等に載せていただくことを想定した周知の文例です。

（例）

厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」について案内がありました。

令和5年3月末までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等（※）の臨時休業や、子どもが新型コロナウイルスに感染した（またはそのおそれがある）等の事情により、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった場合に、

・労働者として雇用している保護者に対し、年次有給休暇とは別の有給の休